

認定対象要件

分譲住宅団地の名称：きずなたうん本庄市栄13期

	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	県※ 確認欄
(1) 10戸以上の新築戸建て住宅で構成される分譲住宅団地であること	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲住宅団地の所在地及び地図 埼玉県本庄市栄二丁目604番2(地番) ・分譲住宅団地の規模等の概要 第1期：11戸 (総戸数11戸) ・分譲住宅団地を構成する住宅の数、延べ面積、敷地面積の概要 第1期分譲：11戸 (総戸数11戸) 延べ面積：103.92㎡～114.76㎡ 敷地面積：177.66㎡～179.72㎡ 	○
(2) その他法令等に違反していないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・許可、認定等の年月日及び番号等 建築確認済証番号 1号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040907号 2号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040908号 3号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040909号 4号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040910号 5号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040911号 6号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040912号 7号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040913号 8号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040914号 9号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040915号 10号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040916号 11号棟 H25.06.24 第SJK-KX1311040917号 ※上記の他、法令等に違反するものではありません。	○

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

必須項目

分譲住宅団地の名称：きずなとうん本庄市栄13期

1 住宅の広さ		計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
(1) ゆとり重視型 住宅の延べ面積100㎡以上、 敷地面積120㎡以上 である。	第1期 全11棟中11棟が 住宅の延べ面積 100㎡以上 (最低延べ面積 103.92㎡) 敷地面積 120㎡以上 (最低敷地面積 177.85㎡)		○	○
(2) 機能重視型 住宅の延べ面積 90㎡以上、 敷地面積 100㎡以上 である。				
2 住宅の仕様		計画の内容 (具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
(1) 玄関の土間部分にベビーカーや子どもの 遊び道具などを置くため、概ね1㎡のス ペースを確保している。	玄関土間部分1㎡以上確保 広い玄関スペースには、ボールや折り畳んだ ベビーカーなどを置ける広さがあります。		○	○
	※当社参考事例			
(2) 子どもへの目線が確保できるよう、対面 形式のオープンキッチンを採用するな ど、キッチンからリビング等にいる子 どもの様子が確認しやすい間取りとなっ ている。	対面形式のオープンキッチンを採用するこ とで子どもの様子が確認できる計画となっ ています。また、キッチンから目線の届くところ にカウンターがあり、家事をしながら子 どもに勉強を教えたり、会話を楽しんだり、少 しでも多く子どもとの時間も作れます。		○	○
	※当社参考事例			

2 住宅の仕様	計画の内容（具体的に記載）	申請者 チェック欄	県※ 確認欄				
<p>(3) 住宅内の階段は、次の全ての基準に適合していること。ただし、ホームエレベータを設置している場合はこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="225 349 699 808"> <tr> <td data-bbox="225 349 699 539"> <p>ア 勾配が6/7以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ※回り階段の部分においては、踏面の狭い法の端から300mmの位置における各部の寸法とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 539 699 591"> <p>イ 蹴込みが30mm以下である事。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 591 699 689"> <p>ウ 手すりが踏面の先端からの高さが700mmから900mmまでの位置に設けられていること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 689 699 808"> <p>エ 折り返し階段であること。ただし、他の形式の階段で平面が踏面の2倍以上の広さの踊り場を設けている場合はこの限りではない。</p> </td> </tr> </table>	<p>ア 勾配が6/7以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ※回り階段の部分においては、踏面の狭い法の端から300mmの位置における各部の寸法とする。</p>	<p>イ 蹴込みが30mm以下である事。</p>	<p>ウ 手すりが踏面の先端からの高さが700mmから900mmまでの位置に設けられていること。</p>	<p>エ 折り返し階段であること。ただし、他の形式の階段で平面が踏面の2倍以上の広さの踊り場を設けている場合はこの限りではない。</p>	<p>住宅内の階段には踊り場を設け、1段1段の高さを抑えることでつまづきにくく、安全に配慮した形状となっています。</p>	○	○
<p>ア 勾配が6/7以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ※回り階段の部分においては、踏面の狭い法の端から300mmの位置における各部の寸法とする。</p>							
<p>イ 蹴込みが30mm以下である事。</p>							
<p>ウ 手すりが踏面の先端からの高さが700mmから900mmまでの位置に設けられていること。</p>							
<p>エ 折り返し階段であること。ただし、他の形式の階段で平面が踏面の2倍以上の広さの踊り場を設けている場合はこの限りではない。</p>							
<p>(4) 日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1346号）別表1の6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）における等級3を取得しているか、又は居室内の内装仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、その全てにおいて日本工業規格（JIS）又は日本農業規格（JAS）のF☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）を用いている。</p>	<p>ホルムアルデヒド対策を行っています。天井裏の措置と内装の仕上部分は全てF☆☆☆☆認定品としています。</p>	○	○				

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

団地環境の工夫及び整備

分譲住宅団地の名称：きずなたうん本庄市栄13期

		計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
1 コミュニティの醸成	次に掲げる(1)～(3)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 分譲事業者が、地域コミュニティを育む取組又は子育て支援のためのサービス等を実施している。		○	○
	ア 分譲住宅の入居者と既存の自治会、町内会等の地域住民とのふれあいイベント等の開催(入居時に少なくとも1度は実施されるもの)			
	イ 子育て支援サービスの提供(ハウスクリーニング、育児用品レンタル、電話による医療相談等の優待利用等で、継続的に実施されるものに限る)	お子様の健康な成長を応援するため、当社の子育て応援分譲住宅認定物件において、エアコンをはじめとする定期的なハウスクリーニングの割引サービスを実施します。ご入居間、1年後、2年後、3年後と定期的にハウスクリーニング割引サービスの内容を記載したハガキを送付致します。 子育て中でお忙しいご家族のサポート。ハウスダストによるお子様のアレルギーの軽減。住居に愛着を持ってお住まい頂くためのお手伝いができればと考えます。		
	(2) 分譲住宅団地を管理する会社等が、次に掲げる子育て支援のためのサービス又は事業を実施している(継続的に実施されるものに限る)。			
	ア 子ども参加型イベントの開催(餅つき、お花見、バーベキュー大会など)			
	イ 近隣の施設等と連携した子育て支援サービスの提供(保育所・幼稚園への送迎、子育て悩み相談など)			
(3) 分譲事業者、分譲住宅団地を管理する会社等、自治会・町内会等が、その他の子育て支援サービス又は事業を実施している。				

団地環境の工夫及び整備

分譲住宅団地の名称：きずなたうん本庄市栄13期

		計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
2 子育て 環境の 整備	次に掲げる(1)～(6)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 分譲住宅団地内の公園、集会所等を活用した子どもの遊び場の設置			
	(2) 分譲住宅団地内に通学班や保育所・幼稚園送迎のための待合スペースなどの設置			
	(3) 死角のないオープン外構を整備（低い生垣や塀など）	安全性・防犯性を高めるためにオープン外構を整備しました。 低木や低いフェンス且つ透過性の高いメッシュフェンスを採用することで、できるだけ死角を作らずに住民の目が届きやすいように計画しました。	○	○
				
		※当社参考事例		
(4) 地域住民が主体となった子どもの見守り活動の実施				
(5) 防犯機器の設置によるタウンセキュリティの実施				
(6) その他の子育て支援に関する環境整備の実施				
		適合する基準の数 (各項目で1つ以上適合していること)	2	2

※ このシートは、認定概要の公表に使用する場合があります。


住宅の仕様

分譲住宅団地の名称：きずなたうん本庄市栄13期

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県※ 確認欄
		ゆとり 重視型 <input checked="" type="checkbox"/>	機能 重視型 <input type="checkbox"/>	
1 家族 の 絆 の 確保 等	(1) 子どもの成長等にあわせた間取り変更などに対応できるよう、スライドドアを採用する等の工夫をしている。			
	(2) 延べ面積の15%以上の面積の収納スペースがある。			
	(3) 子どもが、家族とのコミュニケーションを取りながら学べるよう、リビングやダイニングなどに勉強に利用できるスペースが確保されている。	LDKの一角にある「ファミリーカウンター」は家族みんなが使えるカウンターです。 家族が集まるLDKに勉強ができるスペースを作ること、家族がいる安心感を与えながら、楽しく質問しながら勉強ができます。また、LDKに学習環境を設けることで、子どもが部屋で一人勉強をすることが少なくなり、子どもとのコミュニケーションをとりながら、子どもの様子がわかるのでとても安心です。  <p style="text-align: right;">※当社参考事例</p>	○	○
	(4) リビングなどの家族の集まるスペースを中心とした動線が確保されている。			
	(5) その他家族の絆を深めるための工夫をしている。			

住宅の仕様

分譲住宅団地の名称：きずなたうん本庄市栄13期

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県※ 確認欄
		ゆとり重視型 <input checked="" type="checkbox"/>	機能重視型 <input type="checkbox"/>	
2 子どもの安全性確保	(1) 子どもの安全性を確保するため、次に掲げる対策をしている。			
	ア 衝突時の危険を防止するため、次のいずれかの措置を講じている。 i) 柱の面取り加工や出隅部に角が出ないようにしている。 ii) 扉の反対側にいる人の気配が分かるようになっている。 iii) その他の衝突防止の措置を講じている。			
	イ 不用意な子どもの感電を防止するため、コンセントにカバーを設置する等の工夫している。			
	(2) 子どもが危険な場所（台所、浴室、ランドリーなど）に近寄れないようにするため、進入を防止する建具やチャイルドフェンスなどを設置している又は設置できるように壁裏に下地を施工している。			
	(3) 建具による指の挟み込みを防止するため、指を挟み込みにくい形状のサッシ、ドアの蝶番又はドアクローザーを採用している。			
	(4) 1階開口部等への面格子の設置や防犯ガラス又は防犯性の高い施錠設備を採用している。	<p>掃き出し窓には「シャッター雨戸」。水廻り（浴室・洗面・トイレ等）には「面格子付サッシ」。その他1Fの窓には「防犯ガラス」を使用。これらの優れた防犯設備が、暮らしの安心をさらに高めます。</p> 	○	○
(5) 警備会社と連携したホームセキュリティシステム等の設備による防犯対策を講じている。または、埼玉県住まいづくり協議会の防犯アドバイザーに登録している者からアドバイスを得ている。				
(6) その他子どもの安全性の確保のための工夫をしている。				

住宅の仕様

分譲住宅団地の名称：きずなたうん本庄市栄13期

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県※ 確認欄
		ゆとり重視型 <input checked="" type="checkbox"/>	機能重視型 <input type="checkbox"/>	
3 居住環境の確保	(1) 外部への音漏れを軽減するため、サッシ等の外壁側の開口部に日本工業規格 (JIS A 4706) 等級T-1 (25等級線) 以上の材料を使用している。 サッシ：(YKKap) エイピアJ 等級T-1 (旧遮音 25等級線) 障子のエアタイトと上下風止め板により外気の流入を防ぎ、高い気密性により遮音性能に優れています。  上部風止め板  エアタイト			
	(2) 子育てに必要な情報入手や子どもの学習に活用できるように、各居室にブロードバンドに対応できる設備を有している。			
	(3) 住宅への出入りをスムーズに行えるようにするため、次に掲げる対策をしている。 ア 子どもを抱いて出入りしたり、子どもが使用しやすいようにするため、玄関ドアの握り手にレバー型・プッシュプル型を採用している。 イ 道路から玄関周辺まで段差が無い構造としている。			
	(4) 敷地面積の10%以上の広さの緑地を設置している。 緑地を15%以上確保するように計画し、庭には芝生を配置して家族で遊べるスペースがあり、親子のキズナが深まります。  ※当社参考事例			
	(5) その他子育てに役立つ居住環境対策を行っている。			
適合する基準の数 (各項目で1つ又は2つ以上適合していること)		4		4

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

立地

分譲住宅団地の名称：きずなたうん本庄市栄13期

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄	
1 子育てを 支援する 施設の 状況	(1) 分譲住宅団地の半径1,200m以内の子 育て支援施設※1の数 ・ 5か所以上…3点 ・ 2か所以上5か所未満…2点 ・ 1箇所…1点	こざくら保育園…300m 童夢館竹の子…420m 聖徳本庄保育園…360m 本庄青葉幼稚園…980m 小島南幼稚園…1080m	3	3
	(2) 分譲住宅団地から小学校の距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	本庄南小学校…350m	3	3
	(3) 分譲住宅団地から他の教育施設※2 までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	本庄南中学校…650m	2	2
	(4) 分譲住宅団地から公園、緑地設 までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	本庄栄公園…340m	3	3
2 生活関 連施設 からの 距離	(1) 分譲住宅団地から病院又は診療所※ 3までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	どんぐりこども診療所…680m	2	2
	(2) 分譲住宅団地から商店街※4までの 距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	セーブオン見福店…300m	3	3
合計点数(12点以上であること)		16	16	

※ このシートは、認定概要の公表に使用する場合があります。

注) 各施設までの距離は直線距離とし、分譲住宅団地の敷地の主要な出入口から計測したものとする。

※1 子育て支援施設とは、保育施設、幼稚園、児童館、地域子育て支援センターをいう。

※2 その他の教育施設とは、中学校、図書館、体育施設(学校体育施設を除く)、公民館、美術館その他これらに類するものをいう。

※3 病院又は診療所とは、内科又は小児科の診療が可能なものをいう。

※4 コンビニエンスストア又はスーパーマーケットの場合は1店舗でも該当する。